

特許法等の一部を改正する法律について

# 改正の概要

## 法改正の課題

- ITへの対応
  - 有体物の流通を念頭においた現行の規定を、ソフトウェア等の情報財の流通に対応できるように改正
- 国際調和の一層の推進と出願人の負担軽減
  - 国際決議等を受け、制度を国際的に調和させるとともに、出願人の負担軽減を図る
  - 権利保護の範囲を国際水準に合わせ強化
- より迅速かつ適確な審査の促進
  - 出願人とも協力し、権利の戦略的取得と活用を図る

## 主な改正事項

- **特許法(実用新案法、意匠法の関連改正を含む)**
  - 発明の実施行為規定の見直し
  - 間接侵害規定の拡充
  - 先行技術文献情報の開示制度
  - PCT出願の国内移行期間の延長 等
- **商標法**
  - 標章の使用行為規定の見直し
  - 国際商標登録出願の個別手数料の分割納付 等

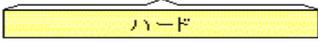
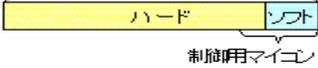
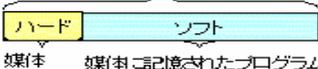
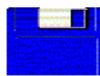
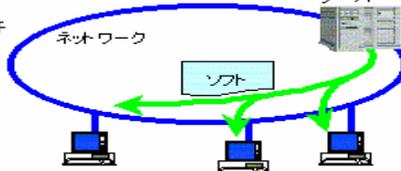
# ソフトウェア関連発明の保護の動向

ソフトウェア関連発明について、社会・経済活動の変化に即応した特許適格性の運用が行われてきた。

ソフトウェア特許の流れ(日本)  
特許取得パターン

典型的特許

審査基準・運用指針等

70年代 半ば頃	<p><b>電卓型特許</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置(ハード)の特許</li> </ul>	<p>電卓、キーボード、論理回路等</p> 		<p>1975.12「プログラム審査基準(その1)」 プログラム関連発明は「方法」として記載</p>
80年代 始め頃	<p><b>マイコン型特許</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置、機器の特許(マイコン制御)</li> <li>・プログラムはハード制御用</li> </ul>	<p>マイコン制御の電気釜</p> 	 <p>マイコン (マイコン回路が釜の 温度制御を実現)</p>	<p>1982.12「マイコン運用指針」 マイコン応用技術を「装置(物)」として保護</p>
80年代 半ば頃	<p><b>ワープロ型特許</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置の特許 (プログラムの持つ機能に特徴)</li> <li>・プログラムはハード制御用に限らない</li> </ul>	<p>ワープロ</p> 	 <p>〈ワープロのROM に格納されたプログラ ムがかな漢字変 換を実現〉</p>	<p>1988.3「ソフト関連発明の取扱い(案)」 成立性の判断手を法明確化</p> <p>1993.7「改訂審査基準」 自然法則の利用性の要件を明確化</p>
96年～ 97年	<p><b>ソフトウェア媒体型特許</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・媒体(CD-ROM等)の特許 (プログラムの持つ機能に特徴)</li> <li>・プログラムはハード制御用に限らない</li> </ul>	<p>かな漢字変換プログラム(CD-ROM)</p> 	 <p>〈FDIに記録されたプ ログラムがマイコン でかな漢字変換を 実現〉</p>	<p>1997.2「新運用指針」 媒体クレームを認める</p>
今般	<p><b>ネットワーク型特許</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク上で流通するプログラムの特許</li> </ul>	<p>ソフト</p> 	<p>サーバ</p> <p>〈サーバからネットワ ークを介してダウン ロードされたプログ ラムがマイコン上で 動作〉</p>	<p>2000.12「改訂審査基準」 プログラムクレームを認める</p>

# ソフトウェア関連発明の拡大と「発明」の定義

プログラムは「発明」( = 自然法則を利用した技術的思想の創作) か？

審査基準、運用指針の改訂により判断基準を明確化

ソフトウェアによる情報処理が「ハードウェア資源を用いて具体的に実現」されている場合、当該ソフトウェア(プログラム)は「発明」に該当する

「自然法則を利用」の要件を削除し、純粹ビジネス方法も保護すべきか？

- ・ コンピュータやネットワークを利用して実現されたビジネス関連発明は、ソフトウェア関連発明として、欧米と同等に保護されている
- ・ 純粹ビジネス方法にまで、20年間もの独占権を与えることは、かえって自由な経済活動の発展を阻害する懸念
- ・ 現在、特許制度の国際調和に向けた条約(実体特許法条約)の締結に向けた議論の場でも検討課題とされている

現時点での  
改正は不要

(参考) 特許法第2条第1項

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

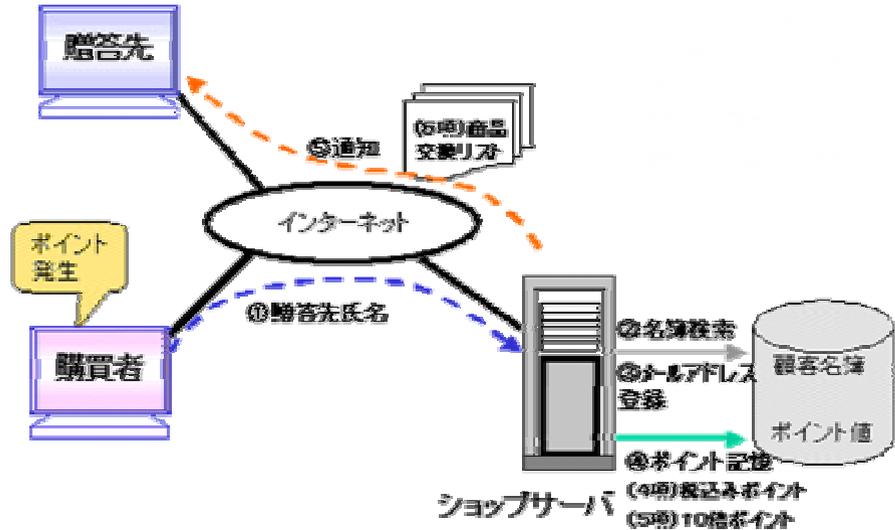
# 三極協力「ビジネス方法関連発明に関する比較研究」

～ 仮想事例による比較分析～

## 仮想事例A

(ポイントサービス方法)

インターネットショップでの商品購入により発生するポイントを贈答先に贈答する方法



仮想事例A		特許適格性 (成立性)		新規性 / 進歩性 (非自明性) case 1		新規性 / 進歩性 (非自明性) case 2		特許性 (特許適格性 + 新規性・進歩性)	
		USPTO	JPO	USPTO	JPO	USPTO	JPO	USPTO	JPO
		請求項 1	インターネット構成なし	×	×	×/×	×/×	×/×	×/×
請求項 2	インターネットショップで購入	×	×	/×	/×	×/×	×/×	×	×
請求項 3	インターネット上で実現した方法	×		/×	/×	×/×	×/×	×	×
請求項 4	+ 税込みでポイント計算	×		/×	/×	/×	/×	×	×
請求項 5	+ 20回に1回毎に10倍ポイント	×		/	/×	/	/×	×	×
請求項 6	+ 贈答先へ商品交換リストも通知			/	/	/	/		

case 1: 主引用例として請求項1相当のものと仮定

case 2: 主引用例として請求項3相当のものと仮定

# 米国における特許事例

## パットの方法

米国特許第5,616,089号 (1997年4月1日登録)

### 特許請求の範囲

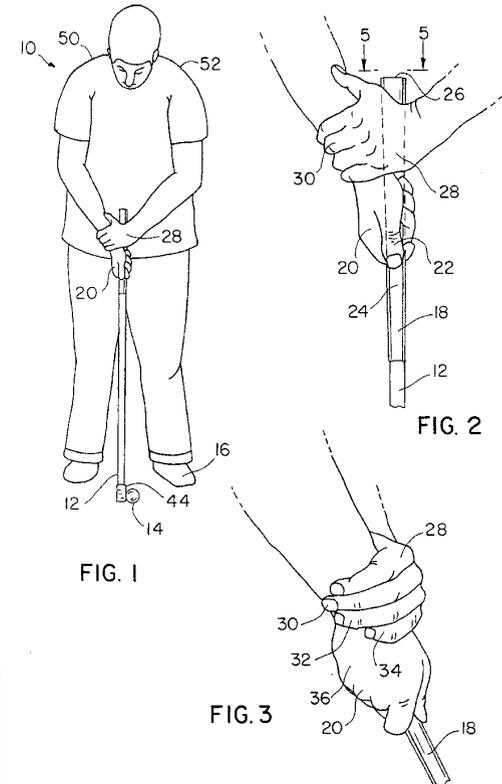
1. パターを握る方法で次のステップからなる:  
利き手でパターのグリップを掴み;  
利き手の親指の後ろ、利き手の内側の手首の上に利き手でない方の手を置き;  
利き手でない方の手の中指を利き手の上にその指を伸ばして置き;  
利き手に対して利き手でない方の薬指と小指を押しつけ;  
利き手でない方の手が利き手を掴むようにパターのグリップの表面に利き手でない方の手のひらを押しつける。

その他「音楽を教える方法」や「性格評価方法」についての特許例もある

### (参考) 米国におけるビジネス関連発明の取扱い

米国では、「有用、具体的、有形の結果」がある場合には、広く特許適格性が認められ、日欧の言う「技術的側面」は不要とされているが、ビジネス方法自体への特許付与に対しては、国内でも批判がある。

U.S. Patent Apr. 1, 1997 Sheet 1 of 2 5,616,089



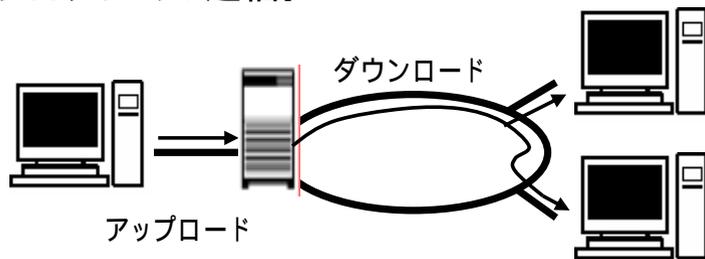
# 発明の実施規定の明確化（特許法第2条第3項等）

プログラムは「物の発明」か「方法の発明」か？

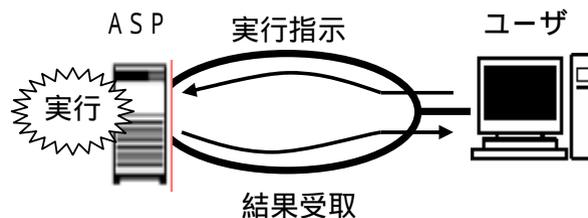
平成12年改訂審査基準により、「プログラム」を「物の発明」として扱うことにしたが、民法では、「本法ニ於テ物トハ有体物ヲ謂フ」（第85条）と規定している。

ネット上でのプログラムの送信行為やASP型サービスはプログラムの「譲渡」、「貸渡し」と呼べるのか？

【プログラムの送信】



【ASP型サービス】



〔改正後〕



「物」に「プログラム等」が含まれることを明確化する  
発明の実施行為にプログラム等の「電気通信回線を通じた提供」が含まれることを明確化する

(定義) 第二条

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 (省略)

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

**「プログラム等」とは**

プログラム及びプログラムに準ずる電子情報をいう。

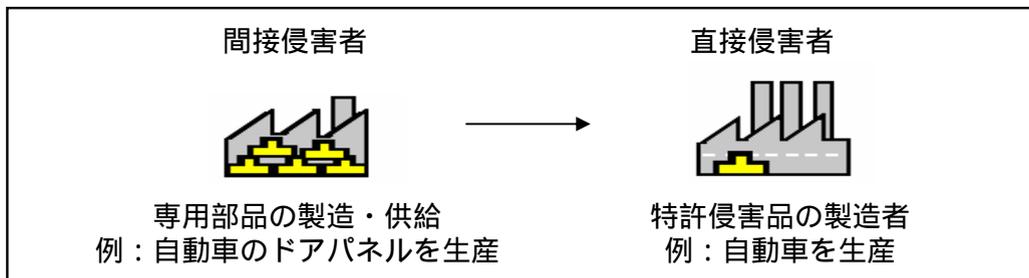
(例) その構造によりプログラムによる処理内容が規定されるような「構造を有するデータ」

**「電気通信回線を通じた提供」とは**

双方向のネットワークを通じたプログラム等の提供行為をいう。有線・無線を問わない。ネットワークによる送信の他、ASP型の機能提供サービスを含む。

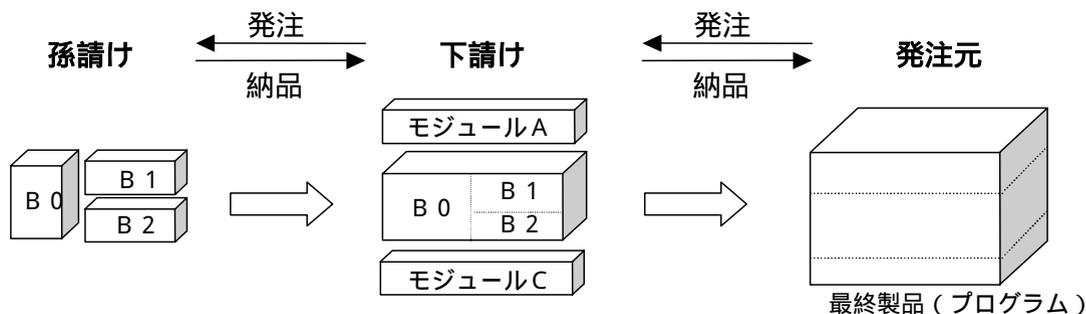
# 間接侵害規定の拡充（特許法第101条等）

これまでの間接侵害規定では、「～にのみ使用する物」という専用品の要件を満たさないとして間接侵害の成立が否定される判例が少なくなかった。

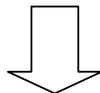


専用部品の供給

特にソフトウェアの部品であるモジュールは一般に汎用性があり、間接侵害の適用による救済が困難との指摘があった。

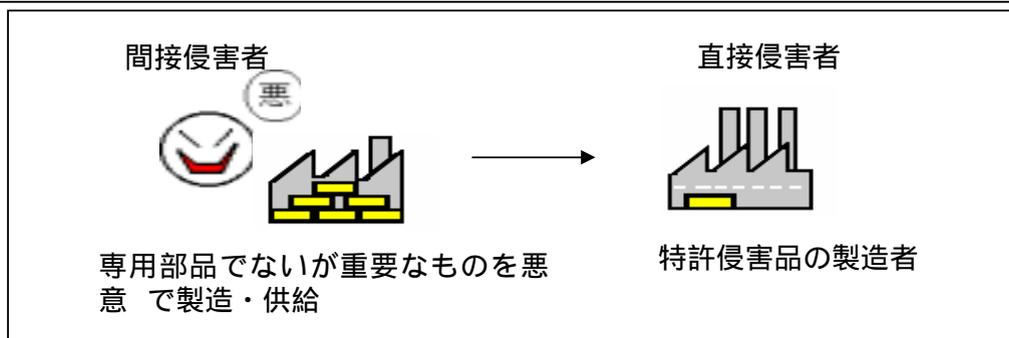


〔改正後〕



みなし侵害(間接侵害)成立の判断基準として、主観的要件を導入しつつ客観的要件を緩和した規定を追加することにより、みなし侵害の成立する可能性を広げる。

今回の改正で追加



専用部品でないものの  
悪意の供給

悪意 = 特許発明であること及び  
侵害品に使われることを知りながら

### 新たに追加された間接侵害規定の要件

物の生産方法の使用 } に用いる物  
かつ  
発明による課題の解決に不可欠なもの

対象物(客観的要件)

を  
特許発明であること  
発明の実施に用いられること } を知りながら

主観的要件

業として { 生産  
譲渡等  
輸入  
譲渡等の申出

行為態様

「日本国内において広く一般に流通しているもの」は適用除外  
間接侵害の対象物である「物」にも「プログラム等」が含まれる

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 三 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 四 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

実用新案法についても、同様の改正を行う。

**「広く一般に流通しているもの」とは**

ねじ、釘、トランジスタ等、世の中に広く普及している一般的な製品をいう。

取引の安定性を確保する観点から、一律に間接侵害の対象から外すこととする。

**「課題の解決に不可欠なもの」とは**

それを用いることで初めて「発明の解決しようとする課題」が解決されるような、発明のポイントに関連する重要な部品・材料等をいう。

間接侵害の成立する対象部品を、こうしたものに限定する趣旨である。

**「知りながら」とは**

(1)特許権が存在していること及び(2)その特許に係る発明の実施に使われることを認識していること(悪意)。

権利者から警告状を受け取った後は、一般的には悪意と考えられる。

## ( 参考 ) 欧米の間接侵害規定

### ドイツ特許法

#### 第10条

- [1] 特許の効力として、更に、すべての第三者には、そのような手段がその性質上発明の実施のために使用されるべきものであって、かつ、そのように用途の定められていることを第三者が知っているか、若しくは、周囲の状況から明らかであるときにおいて、本法の施行領域内における特許権者の同意を得ないで、特許発明を実施すべき権利を有する者以外の者に、発明の本質的要素に関連する手段を発明を実施するために本法の施行領域内に提供し又は引き渡すことは禁止されている。
- [2] [1] は、その手段が一般に取引上得られる製品である場合においては適用されないが、ただし、第三者が供給を受けた者に故意に第9条第2文によって禁止されているいずれかの方法で行為せしめたときはこの限りでない。
- [3] 第11条 (1) 乃至 (3) に掲げられている行為を行なう者は、[1] の意味において、発明を実施するための権利を有する者とはみなされない。

### 米国特許法

#### 第271 条 (特許権の侵害)

- (a) (省略)
- (b) 積極的に特許権の侵害を引き起こした者は、侵害者として責任を負わなければならない。
- (c) 特許された機械、製品、化合物あるいは組成物の構成要素、又は特許された方法を実施するために使用する材料あるいは装置であって、その発明の主要部分をなすものを、特許権の侵害に使用するために特別に生産あるいは改造されたものであり、かつ實際上特許権を侵害せずに使用することができる一般的商品ではないことを知りながら、米国内で販売を申出、販売し、又は米国へ輸入した者は、寄与侵害者として責任を負わなければならない。
- (d) ~ (i) (省略)

# 標章の使用規定の整備（商標法第2条第3項第2号～8号）

## ネットビジネスの急速な発展及び拡大

- これまでCD-ROMや書籍等の有体物として流通していたコンピュータプログラムや書籍などの情報財がダウンロード等の技術を用いてネットワークを通じて流通
- インターネットや携帯電話端末による各種情報提供サービスの出現
- 企業はホームページ上の申込フォームを通じて契約を締結

### 問題点1：コンピュータプログラム等の電子情報財は商品の概念に含まれるのか？

- 商取引の対象として流通すれば無体物であっても商品であるとする学説
- 無体物たる書体（デジタルフォント）も商品に含まれるとした不正競争防止法上の「商品」に関する判例
- 世界知的所有権機関（WIPO）において商品・役務の国際分類を定めるニース協定の改訂により「ダウンロード可能な電子出版物」「ダウンロード可能なコンピュータプログラム」が商品（第9類）の例示として追加

商品概念の  
改正は不要

商標法上の商品・役務を例示する商標法施行規則別表に商品分類第9類として「電子計算機用プログラム」及び「電子出版物」を追加

問題点2：標章の使用の定義は、有体物に標章が付されたものを念頭に置いた規定であるため、ネットワークを介した商品の流通行為やサービス提供及び広告等の事業活動に使用する商標について十分な対応ができるのか？

有体物である商品の譲渡



マークの付いた  
バッグの製造



販売

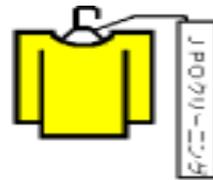
有体物を介したサービスに使われるマーク



喫茶店のカップ



レンタカー



クリーニングのタグ

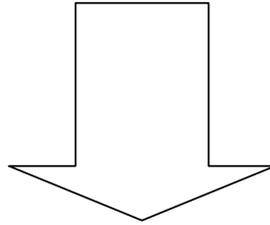
有体物を介した広告等に使われるマーク

激安！  
家電製品  
30%OFF!!  
JPO電器

電器店のチラシ

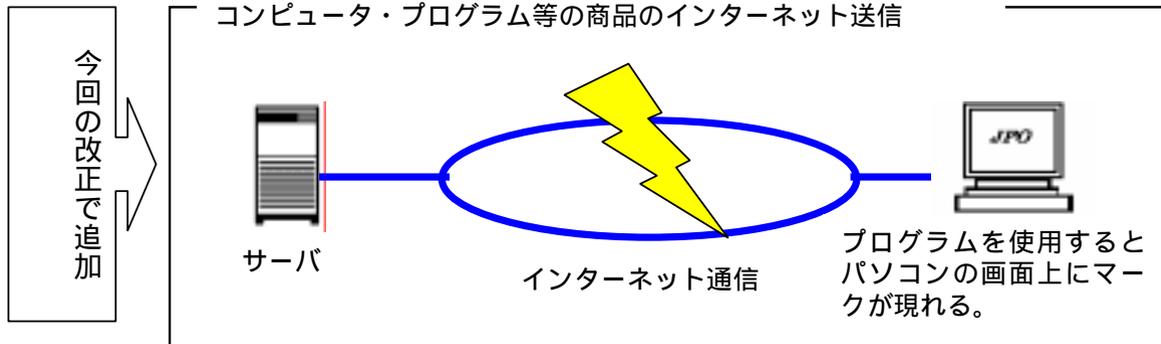


ラーメン屋の看板



〔改正後〕

ネットワーク上を流通する商品に標章がデジタル情報として組み込まれている場合も標章の使用に含まれることを明確化する。



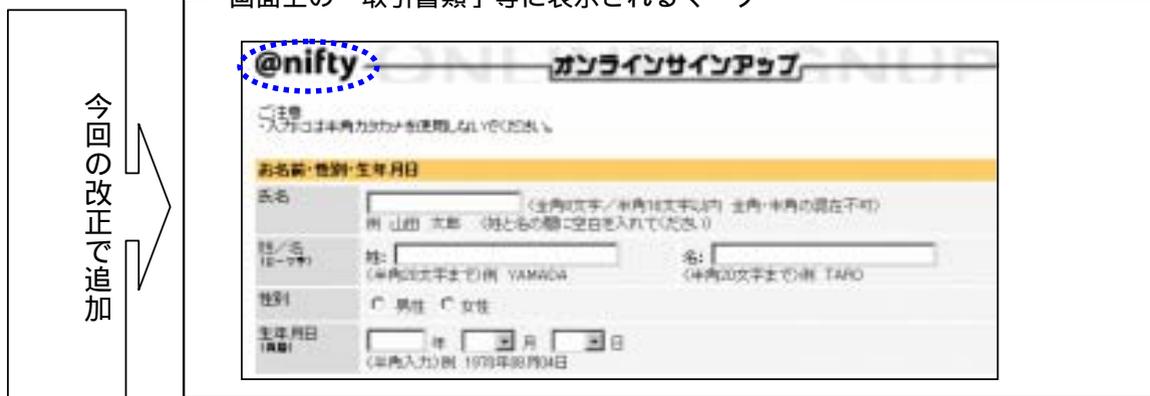
情報提供サービス等で標章が端末画面等に現れる場合も標章の使用に含まれることを明確化する。

パソコン等を使ったサービス提供で画面に表示されるマーク



インターネットを活用した広告・契約画面に標章が用いられる場合も標章の使用に含まれることを明確化する。

画面上の「取引書類」等に表示されるマーク



(定義等) 第2条

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三～六 (略)

七 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

**電気通信回線を通じた商品提供とは**

- ・ホームページを通じて音楽をダウンロードさせる行為
- ・顧客の注文に応じてソフトウェアを電子メールに添付して送る行為 等

**映像面を介した役務の提供とは**

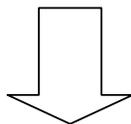
- ・オンラインゲーム
- ・電子掲示板
- ・モバイルバンキング 等

**電磁的方法により提供する、広告等を内容とする情報とは**

- ・バナー広告(他者のホームページに自社のロゴを表示し、顧客がクリックすると自社のホームページにリンクされるもの)
- ・オンライン取引における契約画面等

## 先行技術文献情報の開示制度の導入（特許法第36条等）

現在、先行技術文献情報が明細書中に開示されている出願は、全体の4割程度。出願人の有する先行技術文献情報であっても、開示がない場合には、審査官が改めて調査しなければならない。



〔改正後〕

出願に係る発明に関し、出願人の知っている先行技術文献情報を開示することを義務化する。  
審査官の求めがあっても開示が不十分である場合には、拒絶理由とする。

- ・出願人の有する情報の有効活用による審査迅速化
- ・先行技術を十分に認識することによる出願の厳選

(特許出願) 第三十六条

4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知つているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

**「特許出願の時に知つているもの」とは**

文字通り、特許出願の時に知っている発明であるが、例えば、その出願人が過去にした特許出願に係る発明、その出願人又は発明者が過去にした論文発表に係る発明、等が例として挙げられる。

**「刊行物の名称その他の情報の所在」とは**

刊行物が特許文献である場合にはその公報番号を、また、非特許文献(学術論文、一般書籍等)である場合にはその文献名・巻・号・頁・出版社名等をそれぞれ意味する。またインターネット上で利用可能となった情報の場合には、そのアドレス(URL)を意味する。

(文献公知発明に係る情報の記載についての通知) 第四十八条の七

審査官は、特許出願が第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

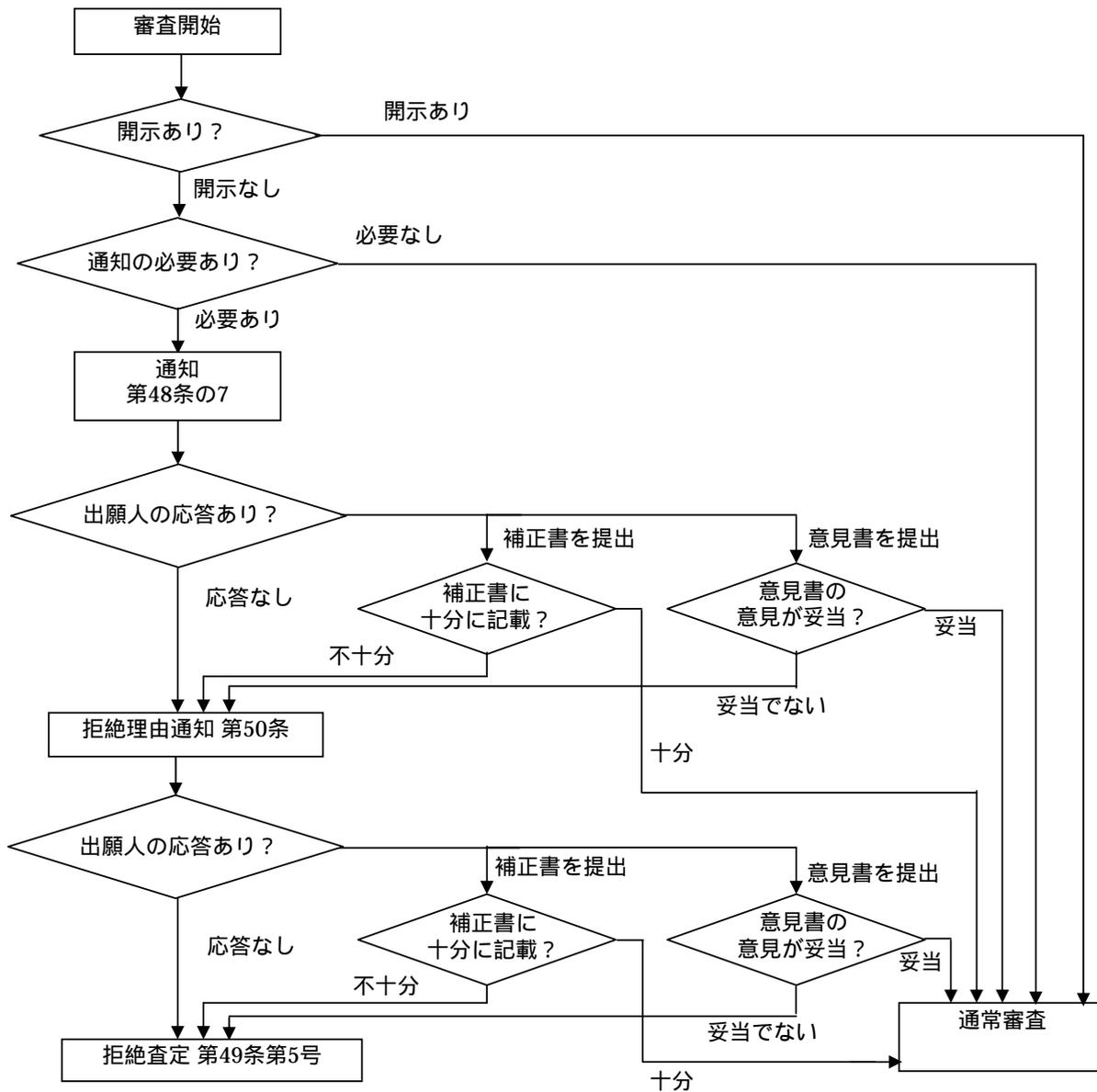
(拒絶の査定) 第四十九条

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。

**拒絶理由となる場合とは、**

- ・審査官からの通知に対し、手続補正書も意見書も提出されないとき
- ・審査官からの通知に対し、文献を開示をする手続補正書の提出はあったものの、出願された発明と関連のない文献公知発明についてしか開示がないとき
- ・審査官からの通知に対し、不開示の理由を説明した意見書の提出はあったものの、十分な説明とは認められないとき



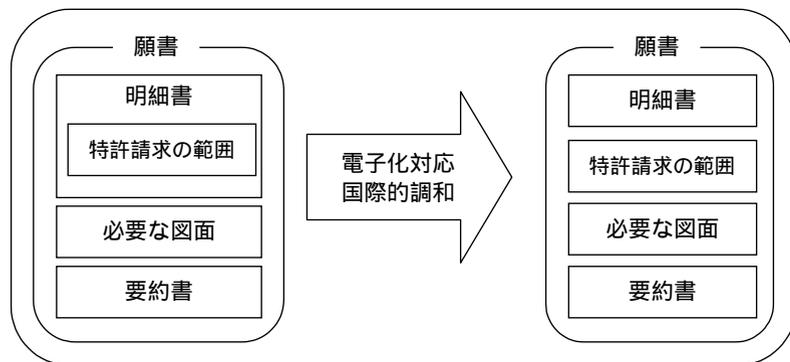
## 明細書からの特許請求の範囲の分離

現在特許協力条約(PCT)においては、国際出願の電子化を検討しており、その際に用いられる出願のフォーマットは、条約第3条に基づき、明細書と特許請求の範囲は分かれています。また、このフォーマットは、今後、国際間の書類データ交換や各国の電子出願の共通な技術的標準になると予想される。



特許出願の方式を他の先進国や国際出願に整合させ、ユーザの出願準備の負担を軽減する。

我が国においても平成15年7月を目途に、国際出願の電子化及び電子化を通じた出願様式の国際的な標準化に対応するため、特許庁の電子出願システムの抜本的な変更を行うこととなっている。この時期を捉えて、PCT条約に定める出願様式との整合、すなわち特許請求の範囲を明細書から独立した願書の添付書類とするとの出願様式の変更を行うこととした。



# PCT出願の国内移行期間の延長等（特許法第184条の4等）

## 【現行制度】

PCT出願を国内段階へ移行する場合には、優先日から、国際予備審査をしない場合は20ヶ月以内に、国際予備審査をする場合は30ヶ月以内に、国内書面を提出しなければならない。外国語でされたPCT出願については、その翻訳文を国内書面の提出期間内に提出しなければならない。

## 【改正の必要性】

PCT同盟総会の決議を受け、国内移行期間を優先日から一律30月に延長する必要がある。また、国内段階への移行の判断は国内移行期限間近に決定されることが多く、翻訳文の提出が国内書面と同時に求められると、作成に十分な時間が取れない。このため、国内代理人の負担が大きく、翻訳文の質も低いと指摘されている。

〔改正後〕

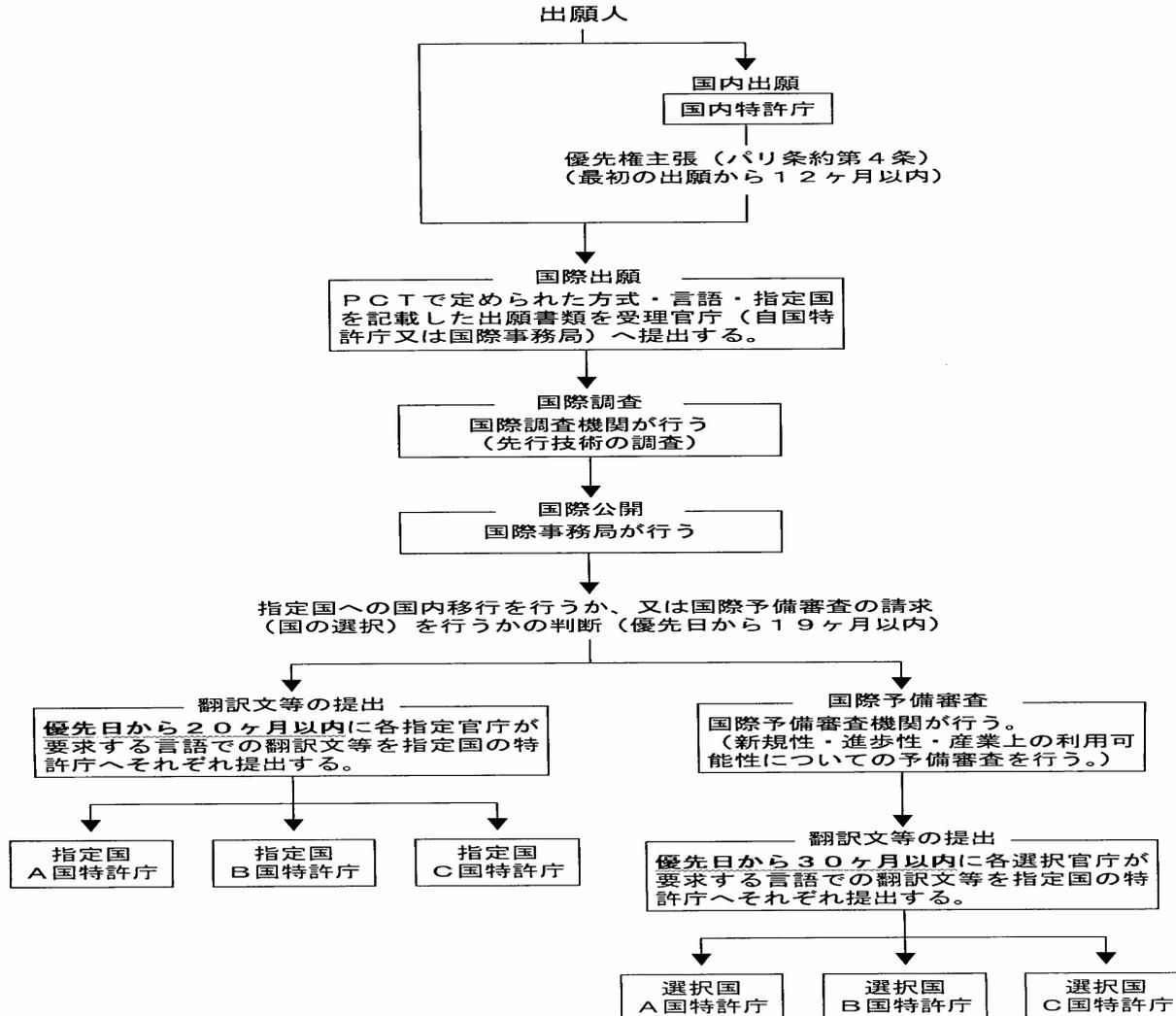


PCT出願の国内移行期間を一律30ヶ月に延長し、さらに外国語でされたPCT出願の翻訳文を、国内書面の提出日から、2ヶ月以内に提出できるようにする。

## 【その他の改正】

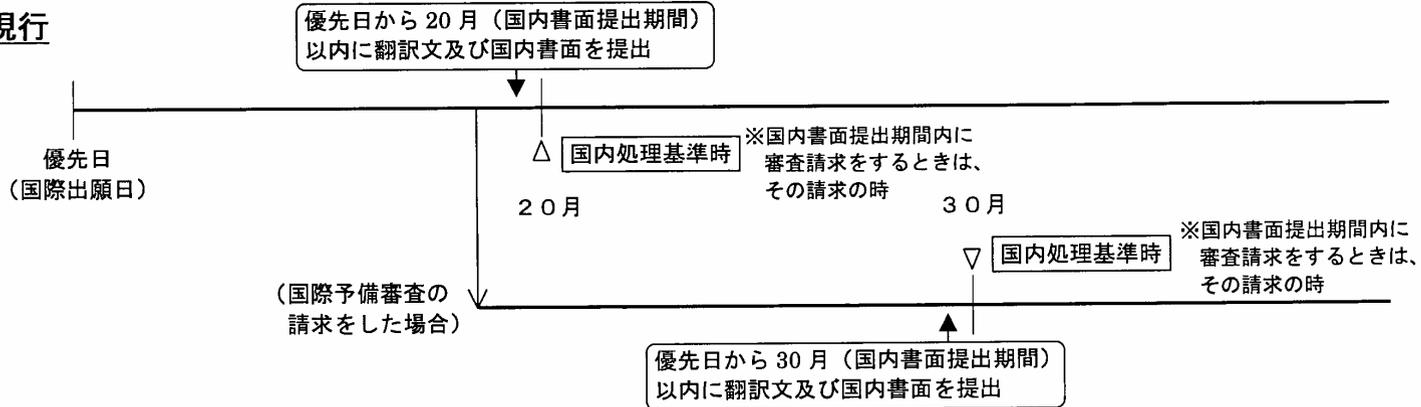
PCT出願において、WTO加盟国においてした出願を基礎とした優先権主張を、特段の国内手続を要せずして認めることとする。（特許法第184条の3）

# 現行制度のPCT出願の手続の流れ

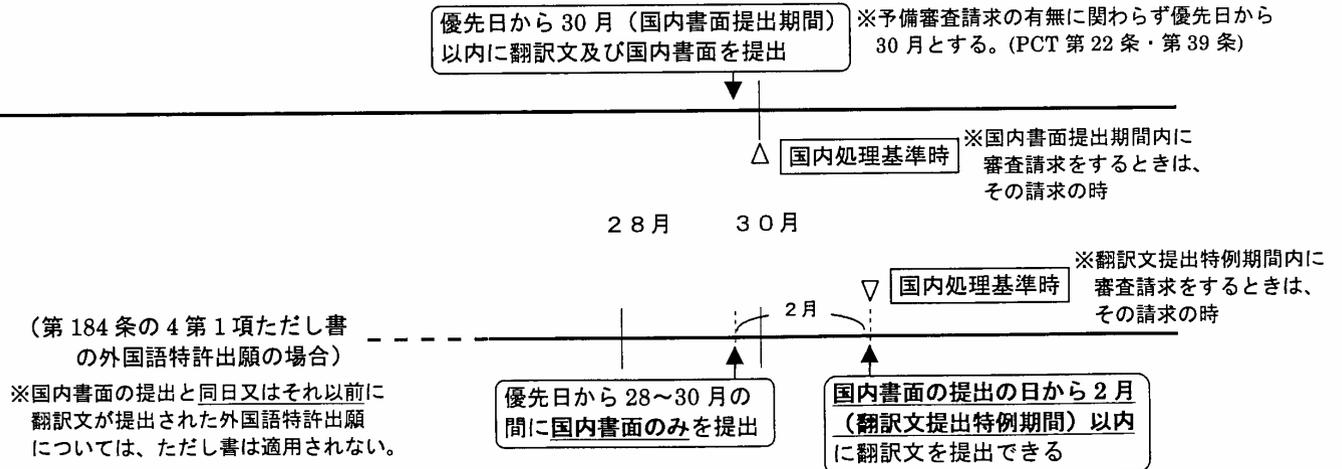


# 国内移行期間イメージ図

## 現行



## 改正後



# マドリッド協定議定書に基づく個別手数料の分割納付等 (商標法第68条の30等)

## 【現行制度】

国際商標登録出願の個別手数料(国内出願の出願料及び登録料に相当)はマドリッド協定議定書の規定(第8条)に基づき、事前に国際事務局に納付しなければならない。

## 【改正の必要性】

現行の料金徴収体系の下では、予め特許庁が受け取っている個別手数料に含まれる登録料相当分については、国際商標登録出願が拒絶されても、出願人に返還されないため、国内ルートの場合と比較して不平等な取り扱いになっている。

## 【改正の契機】

平成13年10月にマドリッド協定議定書の規則が改正され、出願料相当分は国際登録前に、登録料相当分は登録査定後に、分割して納付することが可能となった。

(改正後)



マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の個別手数料の支払方法を、分割して支払うこととする。

## 【その他の改正】

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の商標の補正は認められないことを明確にする。(商標法第68条の28)

## 国際商標登録出願に係る個別手数料の改正内容

	金額	納付時期	拒絶時の国内出願との差
現行	4,800 円(出願手数料に相当) + 81,000 円 × 区分数 (審査登録料に相当)	国際登録前 (事実上領域指定、事後指定と同時)	66,000 円 × 区分数 (国内出願の登録料)
改正後	4,800 円 + 15,000 円 × 区分数	国際登録前 (事実上領域指定、事後指定と同時)	なし
	66,000 円 × 区分数	経済産業省令で定める 期間内	

(注1) 国内商標登録出願の手数料

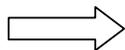
出願手数料 6,000 円 + 15,000 円 × 区分数      登録料 66,000 円 × 区分数

(注2) 国際商標登録出願の方が手数料が低額な分は、方式的な手続は国際事務局が代理しており、特許庁の事務負担が軽減されている分である。

# 施行時期について

周知期間、情報システム整備、政省令策定の必要性を踏まえ、以下の三段階に分けて施行する。

1. 法律公布(14年4月17日)から **6ヶ月以内** の政令指定日から施行



第1条関係(特許法)、第3条関係(実用新案法)、第5条関係(意匠法)  
第6条関係(商標法第68条の19第1項、第68条の30、第68条の35の改正規定を除く)

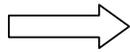
## 【特許法】

- (1) 実施行為関連規定(施行日後の行為に適用)
- (2) 先行技術文献開示規定(施行日後の出願から適用)
- (3) PCT出願国内書面提出期間延長(20ヶ月 30ヶ月)(施行日に提出期限内の出願にも適用)
- (4) PCT出願翻訳文提出期限延長(施行日に提出期限内の出願にも適用)

## 【商標法】

- (1) 使用行為関連規定(施行日後の行為に適用)
- (2) マドリッド議定書関連規定(補正範囲の変更)(施行日から適用)

## 2. 法律公布(14年4月17日)から **1年以内** の政令指定日から施行



第2条関係(特許法:第101条、第112条の3第2項、第175条第2項の改正規定)  
第4条関係(実用新案法:第28条、第33条の3第2項第2号、第44条第2項第2号の改正規定)  
第6条(商標法:第68条の19第1項、第68条の30、第68条の35の改正規定)

### 【特許法】【実用新案法】

#### 間接侵害規定

間接侵害規定は、裁判規範であり、権利の単なる明確化ではなく拡充となるため、解説書発行・説明会を行う十分な周知期間を確保する必要あり。なお、間接侵害規定中に規定されている実施行為関連規定も同じ期日を以て施行(施行日後の行為について適用)。

### 【商標法】

マドリッド議定書関連改正(二段階納付)(施行日後に領域指定された出願から適用)

## 3. 法律公布(14年4月17日)から **1年6ヶ月以内** の政令指定日から施行



第2条関係(特許法:上記2.を除く改正規定)、第4条関係(実用新案法:上記2.を除く改正規定)

### 【特許法】【実用新案法】

#### 明細書様式変更(施行日後の出願から適用)

平成15年7月に予定される情報システムの変更に合わせて施行。